

質問書に対する回答

(件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書23-2-2 施工	特殊部掘削A1、A2に使用するライナープレートは購入材で原則転用とありますが、設計上の購入予定数量・明細をご教示願います。	構造物掘削 特殊部A1に使用するライナープレートは、P18橋脚（上り線、左柱）、P18橋脚（下り線、左柱）、P22橋脚（上り線、左柱）、P22橋脚（下り線、左柱）に必要な部材量を購入予定としており、他は転用を予定しております。 構造物掘削 特殊部A2に使用するライナープレートは、P15橋脚（上り線）に必要な部材量を購入予定としており、他は転用を予定しております。
2	割掛対象参考内訳書	仮設材等（ライナープレート等）の運搬に関する費用（運搬距離 L=31.1km（片道））とありますが、購入材の運搬費と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	その認識で間違いありません。
3	特記仕様書23-2-1 種別	特殊部掘削A1（P22橋脚）にて、大型どこの設置・撤去とありますが、使用する土砂、製作場所、運搬距離及び撤去後の処理方法についてご教示願います。	大型土のうは、特記仕様書6-1-1「土取場の位置」に示す土取場にて製作し、使用後は土取場へ土砂を戻す予定としております。
4		P22橋脚にて大型どこの設置・撤去が見積対象となっていますが、押さえ盛土、撤去工は見積対象外と考えてよろしいでしょうか。見積対象である場合、土砂の供給場所、撤去後の土砂場所についてご教示願います。	押さえ盛土、撤去工は見積対象と考えております。なお、特記仕様書6-1-1「土取場の位置」に示す土取場の土砂を用いて押さえ盛土を実施し、使用後は土取場へ土砂を戻す予定としております。
5		P22橋脚では、ライナープレートが一部残置される計画になっていますが、その数量についてご教示願います。	ライナープレートを残置する計画ではありません。
6		ライナープレートの頭部固定のための処置（鋼材による井桁またはコンクリート）が計画されていませんが、見積対象外とし別途協議事項と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ライナープレートの頭部固定のための処置は見積対象としておりません。なお、井桁によるライナープレートの頭部固定を予定しております。